

感染症患者受入れのための空床確保等事業

予算額 46,040,000千円 (R3 46,210,000千円)

1 事業の目的・概要

患者受入れのため確保した病床のうち、患者入れ替えなどに伴う空床分や、感染防止策などに伴う休床分に係る費用について補助します。

2 補助単価

1床あたり： 16,000 円/日 ～ 436,000 円/日

1床あたり： 11,000 円/日 ～ 305,000 円/日 (病床稼働率が県平均より著しく低い場合)

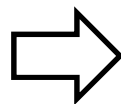
<空床と休床について>

コロナ患者を受け入れる際には、感染拡大防止の観点から、例えば

通常このような3人病室を



個室として運用しています



個室にするために、2人分のベッドは片付けられ、使えなくなります。

この2人分のベッドのように、使えなくなってしまうベッドのことを休床といいます。

残ったベッドは、いつでもコロナ入院患者を受け入れることができるよう、コロナ患者以外は受け入れず、患者がいないときでも空けたままにしておきます。この空いているベッドのことを空床といいます。

(参考：令和3年度2月補正) 感染症患者受入れのための空床確保等事業

(1,440,000千円繰越設定)

休止病床のうちICU・HCU以外の病床の補助単価について、県独自に1床1日あたり1万円を国基準補助単価に上乘せします。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4329

軽症者等のための宿泊施設確保事業

予算額 18,849,000千円 (R3 5,931,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の軽症及び無症状の方々が療養する宿泊療養施設について、保健・医療提供体制確保計画の目標を踏まえ、引き続き確保します。

宿泊療養施設では、24 時間常駐する看護師の健康観察等による健康管理体制の充実を図り、療養者の安全・安心の確保に努めます。

2 事業の内容

(1) ホテルの運営

確保部屋数：県全体で約 **2,500 室** (令和4年4月1日～12月31日)

(※千葉市、船橋市及び柏市の運営する宿泊療養施設を含みます。)

療養可能患者数：感染状況に応じて、**最大約 1,500 人**を受入れ

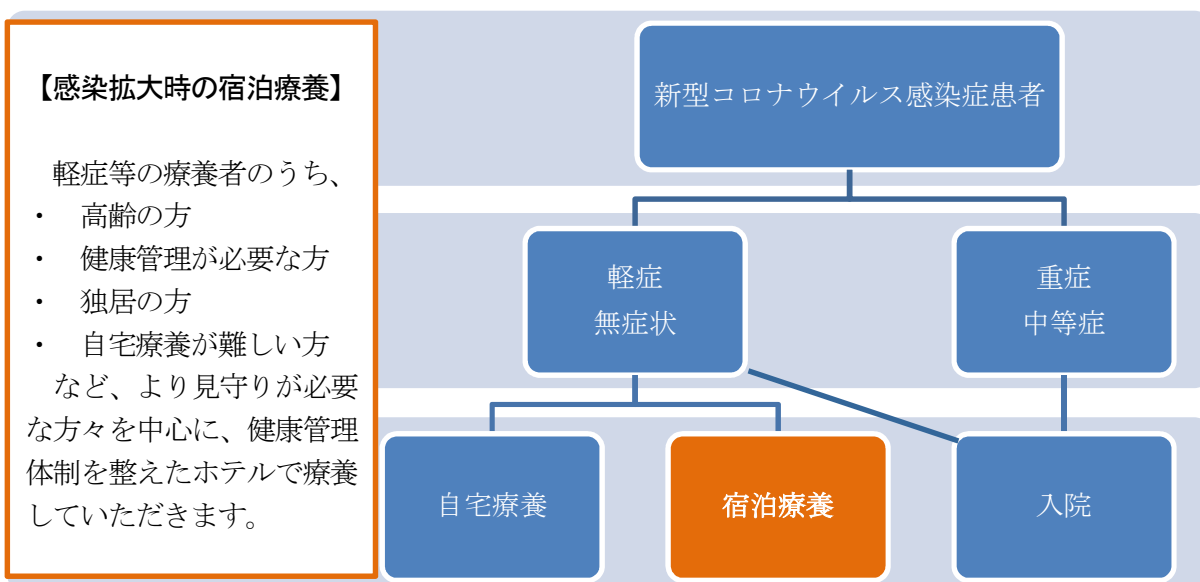
(2) ホテルにおける主な健康管理体制

- ① 看護師の24時間常駐
- ② 医師による健康相談
- ③ 酸素濃縮装置の配備
- ④ パルスオキシメーターの個人貸与



チーバくん

<入院・療養のイメージ>



担当課・問合せ先
健康福祉部衛生指導課
043-223-4301
健康福祉部健康福祉政策課
043-223-4342

臨時医療施設整備運営事業

予算額 3,000,000 千円 (R3 3,000,000 千円)

1 事業の目的・概要

県が令和3年11月に定めた「保健・医療提供体制確保計画」などにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期には、約1,700床の新型コロナウイルス感染症患者用の病床確保が必要と見込んでいます。

このうち、約200床については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設として、県が整備します。

2 施設の概要

施設の種類	設置場所	対象者	確保病床数
県がんセンター 旧病棟	千葉市中央区	軽症～中等症 患者	(※) 最大66床
ちばぎん研修 センター	千葉市稲毛区	軽症患者	110床

※…県内感染状況等に応じ、段階的に病床数を変更し運用する予定。

[臨時医療施設 施設外観整備状況等]

(県がんセンター旧病棟)



(ちばぎん研修センター)



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-4323
健康福祉部健康福祉政策課
043-223-4342

入院待機ステーション整備運営事業

予算額 323,000 千円

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、救急搬送における入院調整に時間を要する場合に、入院先が決まるまでの間、救急搬送患者を受け入れて酸素投与などを行う「入院待機ステーション」を整備運営します。

2 施設の概要

【設置場所】 ※千葉市内の公共施設 10 床

【稼働時期】 感染者数や病床稼働率等を踏まえ判断

※感染状況等に応じて、追加の病床を設置予定。

3 入院待機ステーションの運用

- ・ 入院調整に長時間を要している又は要すると見込まれる場合に、医療調整本部が入院待機ステーションへの入所を決定し、保健所を經由して救急隊へ連絡。
- ・ 連絡を受けた救急隊は患者を入院待機ステーションへ搬送。
- ・ 入院待機ステーションでは医療従事者が患者に酸素投与等を行い、容態を管理。
- ・ 受け入れ先医療機関が決定した後、医療調整本部は入院待機ステーションへ連絡。
- ・ 救急隊は患者を医療機関へ搬送。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部医療整備課
043-223-4323

自宅療養者支援事業

予算額 1,610,000千円 (R3 627,000千円)

1 事業の目的・概要

自宅療養者に対して、希望に応じて配食サービスを行うほか、健康管理のため、全員にパルスオキシメーターを配布し、自宅療養者フォローアップセンターが保健所と連携して健康状態を確認します。また、症状が悪化した場合に備えて、夜間・休日の往診・オンライン診療体制を確保します。特に、妊婦の方に対しては、周産期母子医療センターやかかりつけ医が連携して母体や胎児の状態を遠隔でモニタリングします。

2 主な事業内容

(1) 配食サービス

保健所が自宅療養者へサービス希望の有無を確認の上、7日分の食料品をパッケージにして原則1回提供します。

(2) パルスオキシメーターの貸出し

体内に酸素が十分に取り込めているかを指にはめて数値で確認できる医療機器（パルスオキシメーター）を自宅療養者へ貸し出します。

(3) フォローアップセンターの運営

自宅療養者への健康管理体制を強化するため、軽症者などの健康観察はフォローアップセンターで実施し容体が悪化したら保健所にすぐ引き継ぐこととして、保健所と連携し健康管理を行います。

(4) 感染症妊婦モニタリング事業

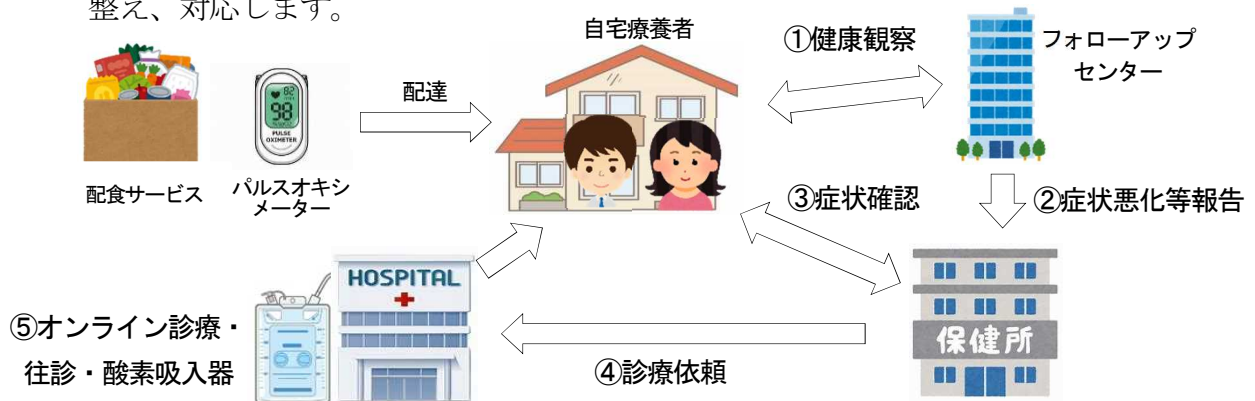
モニタリング機器（分娩監視装置）を県全体で50台配置し、自宅療養の妊婦へ貸し出します。機器により計測したデータは関係医療機関で共有し、必要に応じて入院調整などの措置を行います。

(5) 酸素吸入器の確保

医療機関が自宅療養者用に酸素吸入器を確保できない場合、県が必要な医療機関へ貸し出します。

(6) 夜間・休日の往診・オンライン診療体制の確保

医療機関が対応しにくい夜間・休日について、往診・オンライン診療の体制を整え、対応します。



各担当課・問い合わせ先

(1)～(3) 健康福祉部健康づくり支援課 043-223-2403

(4) 健康福祉部医療整備課 043-223-3879

(5)、(6) 健康福祉部健康福祉政策課 043-223-2457

入院医療費等の公費負担

予算額 1,891,000 千円 (R3 1,937,000 千円)

1 事業の目的・概要

患者の入院医療費や、軽症者等が宿泊施設又は自宅で療養中に必要となった医療費について公費負担します。

2 主な事業内容

(1) 入院医療費の公費負担 1,830,000 千円

[内 容] 入院した場合の医療費について、保険適用後の患者自己負担分を公費で負担します。

※所得に応じて、患者の自己負担が一部発生する場合があります。

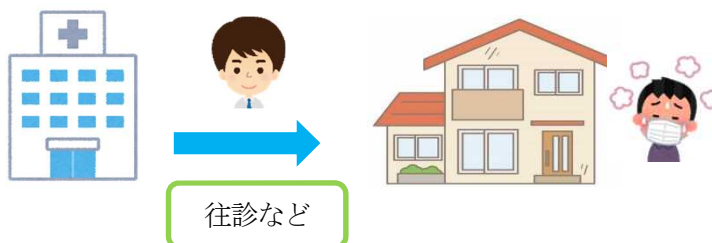
[負担割合] 国 3/4、県 1/4



(2) 宿泊療養及び自宅療養における医療費の公費負担 59,000 千円

[内 容] 宿泊療養・自宅療養中に往診、訪問診療、外来診療、訪問看護等により生じた医療費について、保険適用後の患者自己負担分を公費で負担します。

[負担割合] 国 10/10



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-2665

検査体制の確保

当初予算額 4,412,000千円 (R3 3,835,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の検査が必要な方が速やかに検査を受けられる体制を確保するため、保健所や衛生研究所、地域外来・検査センター、医療機関において引き続き検査を実施するとともに、医療機関が検査を行う場合に、患者の自己負担分について公費負担します。

2 事業内容

(1) 保健所・衛生研究所の検査体制の確保 651,000 千円

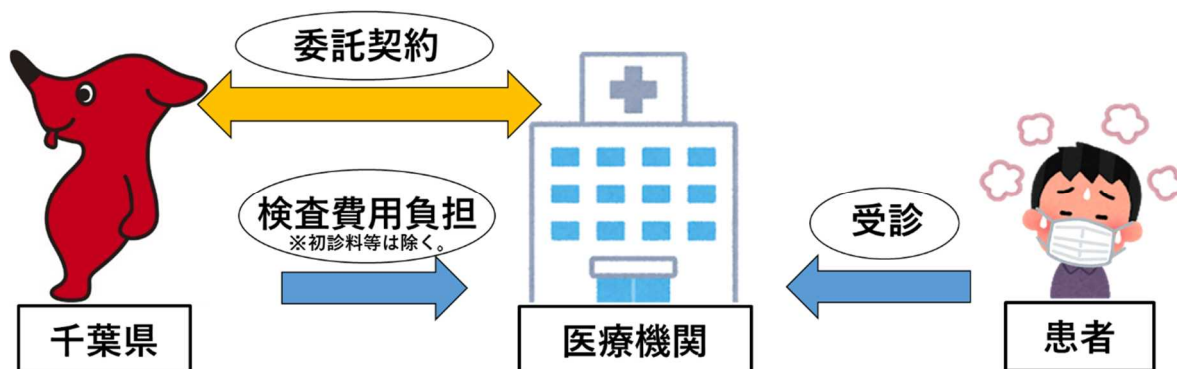
保健所や衛生研究所が検査を実施するにあたって必要となる、検査試薬や個人防護具等の備品や消耗品の整備を行います。

(2) 地域外来・検査センターの運営委託 147,000 千円

地域医師会等に地域外来・検査センターの運営を委託します。

(3) 検査費用の公費負担 3,614,000 千円

医療機関において行政検査を行った場合に、検査に係る患者の自己負担分を助成します。



担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4327

搬送体制の確保

予算額 1,703,000 千円 (R3 678,000 千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスの患者を迅速に搬送し、病院・宿泊療養施設（ホテル）に民間救急事業者や消防機関の救急車等により搬送できる体制を確保するとともに、保健所等による搬送体制を強化します。

2 主な事業内容

(1) 病院への搬送

保健所が主に搬送しますが、人工呼吸器等を用いて搬送する必要がある重症患者などについては、市町村消防の救急車や民間救急事業者に依頼・委託して搬送する体制を整えています。

(2) ホテルへの搬送

中等症以下の患者について、保健所など県が主体となって搬送します。搬送体制を強化するため、一部運転業務を委託により実施します。

(3) 回復後患者の後方支援病院への転院搬送

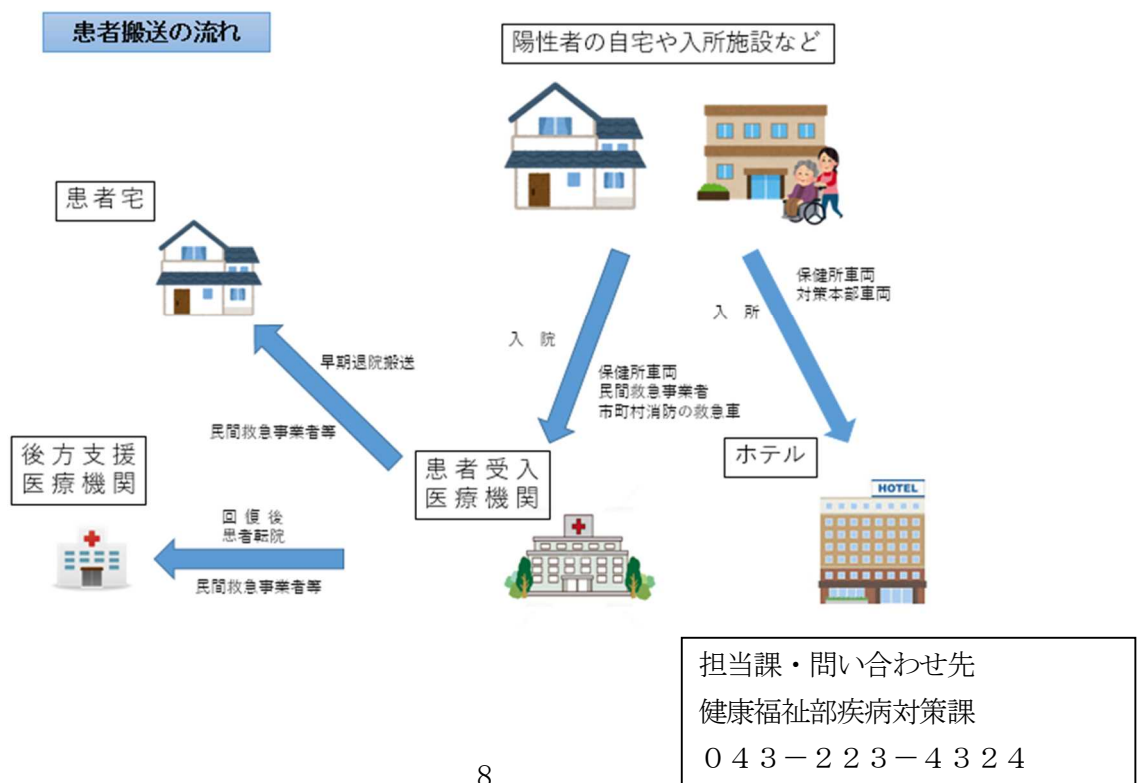
コロナ病床の効率的な活用のため、回復後患者の後方支援病院への転院搬送が円滑に行われるよう、転院搬送を委託により実施します。

(4) 入院から自宅療養への切り替えに伴う搬送

コロナ病床の効率的な活用のため、入院の必要がなくなった患者を医療機関等から自宅等へ搬送する事業を委託により実施します。

(5) 搬送調整の委託運営

今後の感染拡大に備えて、保健所の負担軽減や必要に応じた車両数の確保が求められています。そのため、県内のホテルに入所する患者の搬送調整業務や患者への連絡業務、車両の確保等を包括的に委託し、搬送体制の強化を図ります。



ワクチン接種体制の確保

予算額 10,750,000千円 (R3 6,740,000千円)

1 副反応等相談体制の確保 250,000千円

副反応等に対する医療相談窓口を設置するとともに、副反応等に対応できる専門的な医療機関の確保等を行います。



2 市町村の集団接種支援事業 640,000千円

診療時間外・休日に集団接種を行う医師や看護師等を確保する経費について、市町村に対し補助します。

[補助対象] 市町村

[上限額] 医師 1人1時間あたり7,550円

看護師等 1人1時間あたり2,760円



3 中小企業・大学等の職域接種促進支援事業 110,000千円

中小企業や大学等が実施する職域接種について、実施に要した経費の一部を補助します。

- [補助対象]
- ・中小企業の職域接種で、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
 - ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で、所属の学生も対象とし、文部科学省が定める地域貢献の基準を満たすもの

[上限額] 1,000円×接種回数を上限に実費補助



4 医療機関の個別接種促進支援事業 9,750,000千円

個別接種を促進するため、ワクチン接種を一定数以上実施する医療機関に対して支援金を交付します。

[対象期間] ※国から示されていないため、令和3年度と同様に2カ月ずつ7月までと想定

・4月1日(金)から6月4日(土)までの約9週間

・6月5日(日)から7月31日(土)までの8週間

[交付額]

(1) 診療所

①1日あたり50回以上の接種を実施した場合 1日あたり10万円

②1週間あたり100回以上の接種を対象期間ごとに4週間以上実施した場合
100回以上接種した週の接種回数に対して、 1回あたり2,000円

③1週間あたり150回以上の接種を対象期間ごとに4週間以上実施した場合
150回以上接種した週の接種回数に対して、 1回あたり3,000円

(2) 病院

①1日当たり50回以上の接種を実施した場合 1日あたり10万円

②特別な接種体制を確保の上、①を満たす週が対象期間ごとに4週間以上ある場合、

①に加えて、 医師 1人1時間あたり7,550円

看護師等 1人1時間あたり2,760円



(参考：令和3年度2月補正) 県によるワクチン集団接種の実施 (700,000千円繰越設定)

県が特設会場を開設し、集団接種を実施します。

開設する会場の箇所数、場所、期間等については、市町村や医療機関が行うワクチン接種や職域接種の状況等を踏まえ判断します。

担当課・問い合わせ先
健康福祉部疾病対策課
043-223-4364

医療機関等における設備整備

予算額 2,050,000千円 (R3 6,955,000千円)

1 事業の目的・概要

医療機関が行う个人防护具の確保や、簡易病室の整備等を支援します。

2 事業内容

(1) 医療機関設備整備事業 1,700,000 千円

入院医療機関や発熱外来が患者を受け入れるために必要な个人防护具の確保や、簡易病室の整備等を支援します。

(2) 救急・周産期・小児医療機関における設備整備事業 350,000 千円

疑い患者（発熱や咳等の症状を有しているコロナが疑われる患者）を受け入れる救急医療等を担う医療機関が行う院内感染防止等に必要、个人防护具や消毒の経費を支援します。

【个人防护具】



【簡易病室（イメージ）】



担当課・問い合わせ先

健康福祉部疾病対策課 043-223-4329

健康福祉部医療整備課 043-223-3879

保健所体制強化事業

予算額 500,000千円 (R3 200,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保健所業務の増加に対応するため、人材派遣を活用し、保健所の体制強化を図ります。

2 事業の内容

(1) 人材派遣の活用による保健師等の配置 470,000 千円

① 保健師等

主な業務内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る健康調査・健康観察
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等との連絡・調整



② 事務職員

主な業務内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る県民等からの電話相談への応対及び記録
- ・ 新型コロナウイルス感染症等に係る各種集計及び入力作業



③ 運転手

主な業務内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検体及び関係書類等の医療機関からの回収並びに検査機関への搬送等
- ・ その他新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品等の搬送

(2) 諸経費 30,000 千円

健康調査等に用いる携帯電話や検体搬送用車両のリース費用等

担当課・問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
043-223-4306
健康福祉部疾病対策課
043-223-2576

社会福祉施設等感染対策支援事業

予算額 182,738千円 (R3 395,338千円)

1 事業の目的・概要

社会福祉施設等が行う感染症対策を支援するとともに、県立学校における感染症対策などの取組を引き続き行います。

2 事業内容

(1) 幼稚園等への補助 90,000 千円

幼稚園や幼稚園型認定こども園に対し、マスク等の衛生用品の購入等に必要な費用を助成します。

[補助対象] マスク、消毒液等の衛生用品の購入等に必要な費用

[基準額] 1施設当たり 300～500 千円

[補助率] 私立 10/10、公立 1/2

(2) 児童養護施設等への補助 30,000 千円

児童養護施設等に対し、マスク等の衛生用品の購入等に必要な費用を助成します。

[補助対象] マスク、消毒液等の衛生用品の購入等に必要な費用

[基準額] 1施設当たり 500 千円 [補助率] 10/10

[対象施設] 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、等

(3) 県立学校における感染症対策 52,738 千円

児童生徒及び職員が使用するマスクや消毒液等の衛生用品を購入します。

[対象校数] 県立学校 160 校 (分校含む)

(4) 救護施設等への支援 10,000 千円

県がマスクや消毒液等の衛生用品を一括購入して、救護施設等へ配付します。

[対象施設] 救護施設、無料低額宿泊所

担当課・問い合わせ先

(1) 総務部学事課

043-223-2083

(2) 健康福祉部児童家庭課

043-223-2322・2357

(3) 教育庁企画管理部財務課

043-223-4157

(4) 健康福祉部健康福祉指導課

043-223-2309

千葉県飲食店感染防止対策事業

予算額 900,000千円 (R3 4,760,000千円)

1 事業の目的・概要

新型コロナウイルスの感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、認証制度を継続するとともに、認証基準を達成するために必要となる設備整備等に要する費用について助成します。

また、感染防止対策の遵守徹底を図るため、県内全域の飲食店を対象に実施している現地調査についても引き続き実施します。

2 事業内容

- (1) 受付業務等の委託 170,000千円

飲食店が認証店となるために必要な申請受付等を委託し、申請受付のほか、飲食店からの相談に対応します。



- (2) 感染防止対策補助金 180,000千円

認証を取得する際に必要な感染防止対策に要する経費について助成します。

[対象者] 県内飲食店（テイクアウト・デリバリー型を除く）

[対象経費・補助率等]

- ① 機器購入：アクリル板、CO₂濃度測定器、加湿器 等 10/10（上限30万円）
- ② 工事：換気設備工事 等 3/4（上限70万円）

※ ①と②の合計で最大100万円助成

【補助対象】



非接触消毒液
ディスペンサー



CO₂濃度測定器

- (3) 飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業 550,000千円

認証店を対象に認証基準を満たしているかの確認を行うとともに、県内全域の飲食店を対象に、基本的な感染防止対策（※）が行われているかについて定期的な調査を実施します。

※ 基本的な感染防止対策

- ・ 座席の間隔の確保 又は アクリル板の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底 等

担当課・問い合わせ先
商工労働部経営支援課
043-223-2787

[参考：令和3年度2月補正予算案計上事業（繰越明許費設定）]

患者受入協力金

予算額 3,900,000 千円

1 事業の目的・概要

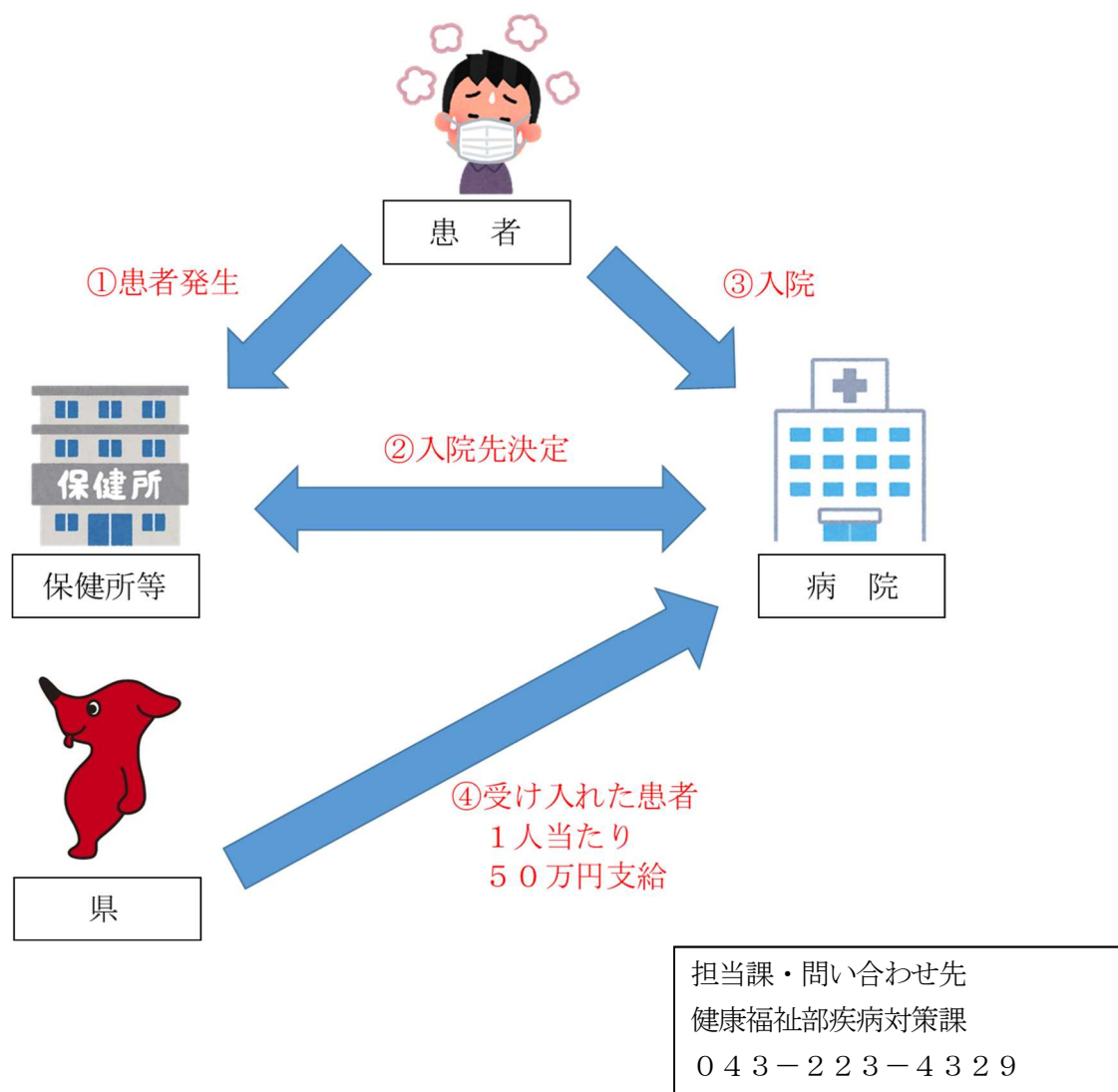
新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れる医療機関においては、人員体制の確保や院内感染対策のための負担が大きいことから、県から独自に協力金を支給することで、入院医療体制の確保・拡充を図ります。

2 対象者

県又は保健所設置市の要請により新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを行った県内の医療機関

3 交付額

入院患者1人当たり50万円



千葉県地域防災力向上総合支援補助金

予算額 250,000千円 (R3 250,000千円)

1 事業の目的・概要

自助・共助の取組を充実させ、県全体の地域防災力の向上を図るため、市町村が地域の実情を踏まえて、主体的に取り組む事業に対し、助成します。

特に、災害時における長期停電や断水、通信の途絶に備えてライフラインの確保や情報伝達体制を強化するほか、間仕切り・段ボールベッドなどの設置等、避難所における感染症対策に必要な環境整備を進めます。

2 補助制度の内容

[補助率] 1/2

[対象事業]

・避難環境の整備

〔例〕 防災行政無線の屋外放送スピーカーのバッテリー強化
防災行政無線の戸別受信機の整備、避難所用の自家発電機の整備
避難所における間仕切り・段ボールベッド等の設置、非接触型体温計の整備 など

・自主防災組織等の育成・活性化

〔例〕 自主防災組織の資機材の整備・防災訓練の実施、防災マップの作成 など

・防災啓発

〔例〕 防災教育や災害教訓の伝承に関する講演会の開催 など

・消防団の活性化

〔例〕 消防団活動のPR、団員の確保に関する取組 など



自家発電機



屋外放送スピーカー



段ボールベッド

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

防災訓練事業【一部新規】

予算額 30,000千円 (R3 30,000千円)

1 事業の目的

災害時に的確な状況判断やそれに基づく対応行動が迅速にとれるよう、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施します。

令和4年度は、新たに、電柱・電線を巻き込んだ倒木等の発生を想定し、電力事業者等と連携して迅速な道路啓開及び停電復旧を図るための実動訓練を実施します。

2 事業の概要

(1) 電柱・電線が絡んだ道路啓開訓練【新規】4,500千円

台風等の災害による電柱・電線を巻き込んだ倒木等の発生を想定し、迅速な道路啓開及び停電復旧を図れるよう、電力事業者等との連携や作業手順確認を行うため、年間通じて訓練ができる会場を設営し、実動訓練を実施します（会場は千葉市中央区仁戸名町の旧消防学校を予定）。

【実動訓練のイメージ】



(2) 防災図上訓練 4,000千円

災害発生時における災害対策本部の設置や情報収集・伝達などの具体的業務について、ロールプレイング方式による訓練を実施し、災害対応を行う県職員の能力向上を図ります。

(3) 九都県市合同防災訓練等 21,500千円

○九都県市合同防災訓練（千葉県会場）

防災関係機関と連携して、大規模地震の発生などを想定した実動訓練を実施し、災害対応能力の充実・強化と県民の防災意識の高揚を図ります。

○その他

土砂災害避難訓練、津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部危機管理課
043-223-2297

消防団への参加促進【一部新規】

予算額 287,500千円 (R3 261,500千円)

1 事業の目的

地域防災の重要な担い手である消防団について、少子化の進展等により団員が減少していることから、より多くの住民に参加してもらうため、機能別消防団員・機能別消防分団制度の普及促進に取り組むとともに、加入促進の制度を導入した市町村を支援します。

○機能別消防団員

仕事や家庭の事情等に応じて特定の活動に参加する団員

(例) 子育て中のため時間や活動内容を限定して参加する団員

○機能別消防分団

特定の活動のみを実施する分団

(例) 通常の団員のみでは対応しきれない規模の災害時に活動する
大規模災害分団

2 事業の概要

(1) 消防団参画促進事業【一部新規】 7,500千円

これまで実施してきた若者向けの広報啓発に加え、新たに令和4年度から、各地域の特性・課題に応じ、機能別消防団員制度等の普及促進に市町村等と連携して取り組みます。

①大学の多い地域（千葉・市原地域、東葛・葛南地域）

既存の学生消防隊との交流会、大学生等を対象とした一日入団体験等の実施

②女性団員が少ない地域（長生・夷隅地域、海匝地域、香取地域、安房地域）

女性向けに、女性消防団員の活動紹介や備蓄食料配付などのPRを実施

③更なる団員確保が求められる地域（印旛地域、山武地域、君津地域）

親子で学べる消防・防災教室などの実施

(2) 消防防災施設強化事業 280,000千円

市町村の実施する消防施設・設備の整備に対し補助します。令和4年度からは、機能別消防団員制度などを導入した市町村等が行う、装備品等の整備について、3年間補助率をかさ上げします。

[補助対象] 装備品等の整備 など

[補助率] 1/3 (通常は1/6)

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部消防課
043-223-3692

千葉県災害ボランティアセンター運営委託事業【新規】

予算額 10,000千円

1 事業の目的・概要

県内で大規模災害が発生した際に、災害ボランティア活動の円滑化を図るため、被災地域のニーズと災害ボランティアのマッチングを行う千葉県災害ボランティアセンターの運営を委託します。

2 事業の内容

○大規模災害が発生した際に、県社会福祉協議会内に、県災害ボランティアセンターを設置します。

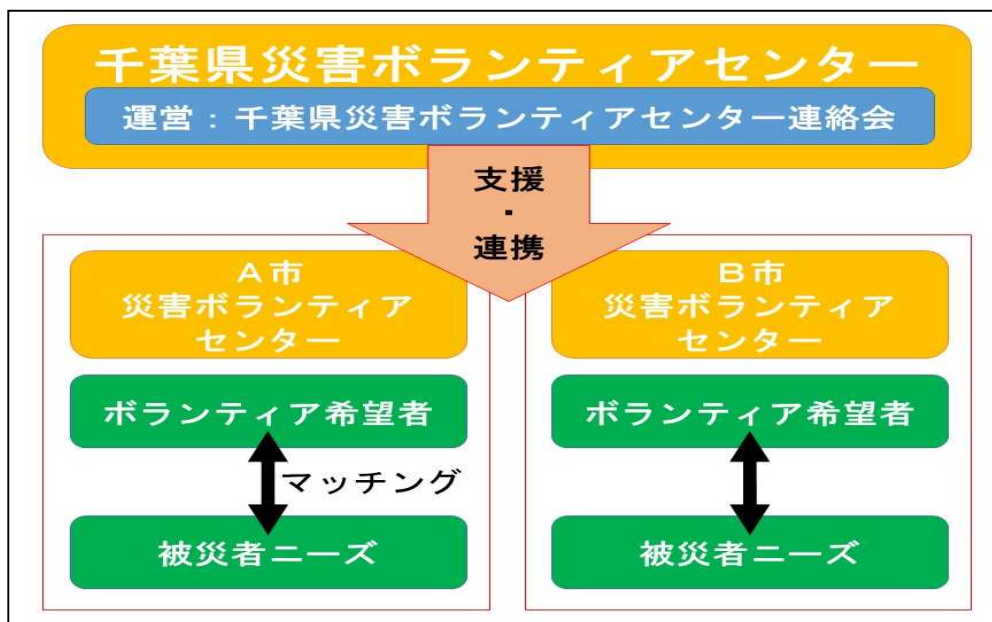
○県災害ボランティアセンターの運営は、県社会福祉協議会やボランティア団体等から構成する、千葉県災害ボランティアセンター連絡会の会員団体に委託します。

(1) 県災害ボランティアセンター

- ・ 市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援
- ・ 県内全体のボランティア活動情報の収集・発信
- ・ 地域単位での被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整

(2) 市町村災害ボランティアセンター

- ・ ボランティア希望者の受入登録・派遣等



担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

防災行政無線再整備事業

予算額 23,000千円 (R3 51,000千円)

(債務負担行為 6,946,000千円)

1 事業の目的

老朽化した県防災行政無線設備を更新するため、令和4年度から衛星系無線設備の再整備工事に着手します。

2 事業の概要

○県防災行政無線は、災害時における被害情報等の収集及び伝達に加え、気象情報等の伝達手段として、県庁・県出先機関・市町村・消防本部・防災関係機関を衛星系無線や地上系有線等により一体的に結んでいるものです。

○衛星系無線設備の更新により、安定した通信、通信速度の向上、一斉伝達の高速化、映像の高画質化等が可能となります。

[整備内容]

(1) 整備機関 県庁・県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関

(2) 通信機能

- ・防災電話、防災FAX
- ・一斉伝達
県庁から市町村等へ気象情報等の一斉伝達
- ・映像伝送
災害現場の映像中継等

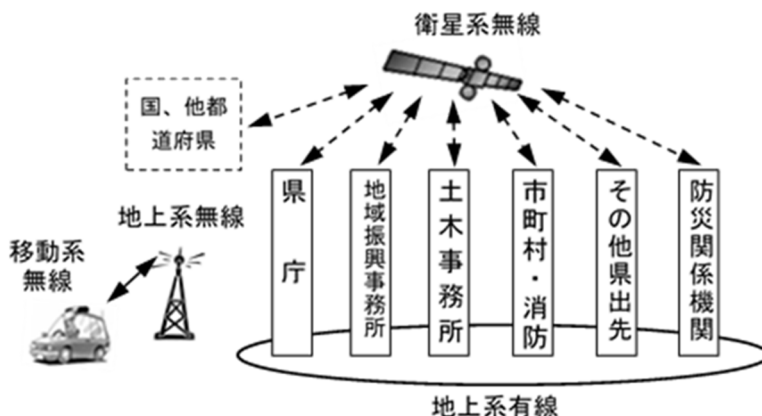
(3) 通信回線構成 衛星系無線、地上系有線、移動系無線、地上系無線

[整備スケジュール (予定)]

R4～R6 (債務負担行為) 衛星系無線、地上系有線再整備工事

R7 移動系無線、地上系無線再整備工事

県防災行政無線 概要図



県防災行政無線設備



防災電話 パラボラアンテナ

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部危機管理課
043-223-2297

千葉県警察災害等情報収集システムの更新

(債務負担行為 338,000千円)

1 事業目的・概要

災害発生時の情報収集体制を強化するため、県警のヘリコプターに搭載したカメラ等により撮影した映像を、リアルタイムに警察本部、県庁等へ配信するシステムについて更新整備を行います。

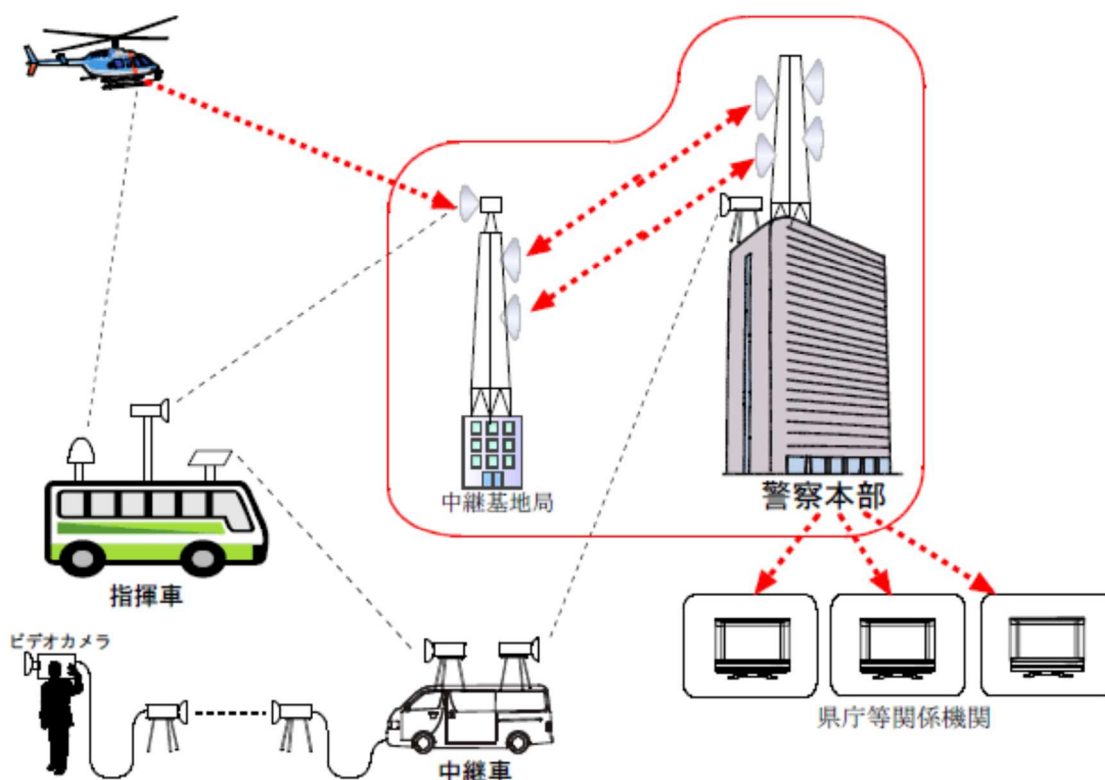
2 事業内容

本システムは、ヘリコプターに搭載したカメラ等により撮影した現場の「今の状況」を、県内に設置されている中継基地局を介して警察本部へ伝送し、関係機関（県庁、警察庁等）へ映像配信するものです。

これにより、有事に錯綜しがちな情報を正確に把握でき、関係機関が一体となって対策を取ることが可能となります。

なお、本システムは災害発生時のほか、警ら活動や事件捜査などの日常の警察活動でも運用しています。

[千葉県警察災害等情報収集システムの構成図]



担当課・問い合わせ先
警察本部装備課
043-201-0110 (内線2311)

危機管理型水位計・河川監視カメラ設置事業

予算額 22,000千円

(参考 2月補正 38,000千円 2月補正と当初あわせ 60,000千円)

1 事業目的・概要

近年、集中豪雨等による水害が多発していることを踏まえ、河川の状態をよりきめ細かに監視するとともに、県民に向けて、より詳しく河川の状態を伝え、住民の迅速な避難に繋げるため、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を進めます。

2 主な事業内容

(1) 危機管理型水位計設置事業 22,000 千円

よりきめ細かな河川監視体制を構築するため、小規模河川における浸水の危険性が高い箇所には危機管理型水位計を増設します。

〔設置場所〕 小規模河川において浸水の危険性が高い場所

〔設置台数〕 11 基

(2) 河川監視カメラ設置事業 (2月補正 28,000 千円)

住民が河川の増水状況を視覚的に把握し、市町村が発令する避難指示等を受けての迅速な避難や住民自らの避難行動に結び付けるため、河川監視カメラを増設します。

〔設置場所〕 流域治水プロジェクトを作成済又は作成見込みの河川の水位観測所

〔設置箇所〕 9 箇所

〔危機管理型水位計〕



〔河川監視カメラ〕



(参考 令和3年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

危機管理型水位計設置事業 10,000 千円 (5 基)

河川監視カメラ設置事業 28,000 千円 (9 箇所)

災害時の避難体制の強化のため、危機管理型水位計・河川監視カメラを設置します。

担当課・問い合わせ先
県土整備部河川環境課
043-223-3154

一宮川流域浸水対策特別緊急事業

予算額 5,233,000千円 (R3 3,076,000千円)

(債務負担行為 1,605,000千円)

(参考 2月補正 2,240,000千円 2月補正と当初あわせ 7,473,000千円)

1 事業目的・概要

一宮川流域で、過去30年間で4度目の浸水被害が生じた事を踏まえ、令和元年10月25日と同規模の降雨に対して、令和11年度末までに家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指し、河川整備と流域市町村が行う内水対策、土地利用施策が連携した「一宮川流域浸水対策特別緊急事業」を実施します。

2 主な事業内容

- ① 一宮川中流域
 - ・河道拡幅や護岸法立て 2,990,000千円
 - ・一宮川第二調節池の増設、堤防嵩上げなどの河川改修 1,048,000千円
- ② 一宮川下流域
 - ・河道掘削など 92,000千円
- ③ 一宮川上流域及び支川
 - ・一宮川第三調節池の新設など 773,000千円
- ④ 茂原市街地における局所的な改修 270,000千円



(参考 令和3年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

一宮川流域浸水対策特別緊急事業 2,240,000千円

一宮川中流域で実施している護岸法立工事等を進めます。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課 043-223-3165

河川・海岸・砂防事業

予算額 26,022,427千円 (R3 26,199,557千円)

(債務負担行為 4,479,000千円)

(参考 2月補正 8,373,577千円 2月補正と当初あわせ 34,396,004千円)

1 事業目的・概要

洪水、高潮、土砂災害等から県民の生命・財産を守るため、河川・海岸・砂防施設の整備を一層推進します。

2 主な事業内容

(1) 河川事業

- ・河道拡幅・護岸整備等 9,943,610千円 (R3 9,188,326千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風に対する治水機能を向上させるため、河道拡幅や護岸整備など河川整備を推進します。



- ・ダムの施設更新及び機能確保等 1,835,526千円 (R3 1,812,047千円)

県管理ダムの老朽化した施設・設備の更新や、ダムの治水機能に影響を及ぼす堆積土砂の浚渫等を推進します。



- ・河道内に堆積した土砂の撤去等 2,679,200千円 (R3 2,537,850千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風による河川氾濫に備え、河道内に堆積した土砂の撤去や竹木伐採等を推進し、河川本来の流下能力の確保を図ります。



(2) 海岸保全事業

- ・高潮、海岸侵食対策等の海岸保全 1,776,575千円 (R3 1,885,250千円)

高潮、波浪等による被害から生命・財産を守り、海岸侵食から国土を保全するため、海岸保全施設の整備等を推進します。



(3) 砂防事業

- ・砂防関係施設の整備等 1,615,644千円 (R3 2,306,250千円)

近年多発する集中豪雨や大型台風などから県民の生命・財産を守るため、砂防施設整備・地すべり対策・急傾斜地対策等を推進します。



(参考 令和3年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

河川・海岸・砂防事業 8,373,577千円

自然災害から県民の生命・財産を守るため、河川の河道拡幅や護岸整備などを一層進めるとともに、災害時の避難体制の強化を図ります。

担当課・問い合わせ先

県土整備部河川整備課

043-223-3165

県土整備部河川環境課

043-223-3154

土砂災害警戒対策事業

予算額 310,000千円 (R3 310,000千円)

(参考 2月補正 720,000千円 2月補正と当初あわせ 1,030,000千円)

1 事業目的・概要

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等を指定し、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進します。

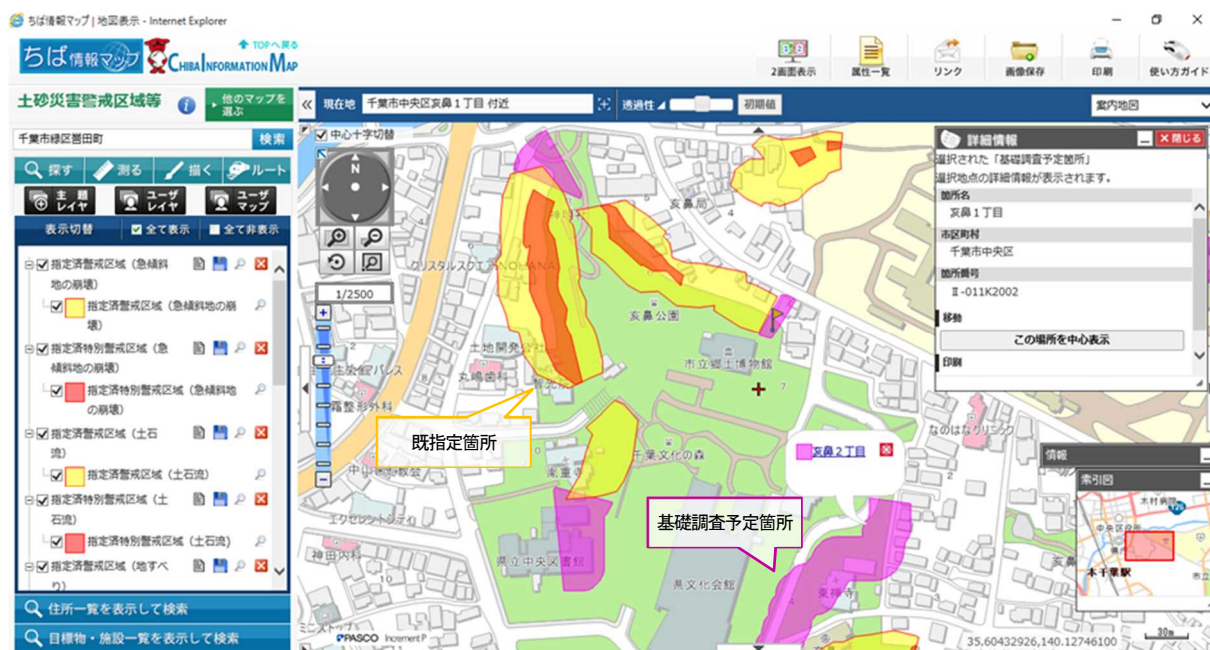
2 主な事業内容

基礎調査の実施 300,000千円

令和元年10月の一連の災害により、土砂災害警戒区域等の指定を予定していなかった箇所での土砂災害が全国的に確認されたため、国では、「土砂災害防止対策基本指針」を改訂しました。

県では、この基本指針に基づき、新たに10,744箇所の危険箇所を「基礎調査予定箇所」として選定し、令和3年5月31日に公表しました。

当該「基礎調査予定箇所」について、令和7年度末までに区域指定の完了を目指し、計画的に基礎調査を実施します。



参考 千葉県ホームページ (ちば情報マップ) における基礎調査予定箇所

(参考 令和3年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

土砂災害警戒対策事業 720,000千円

土砂災害警戒区域等の指定に当たって、引き続き、基礎調査を実施します。

担当課・問い合わせ先
県土整備部河川環境課
043-223-3154

農地防災事業

予算額 2,768,870千円 (R3 2,481,250千円)

(債務負担行為 520,000千円)

1 事業の目的・概要

農地や農業用施設等の自然災害による被害を未然に防止するため、各種防災対策工事を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業 2,498,870千円 (R3 2,251,250千円)

ア 湛水防除事業 1,160,508千円 (R3 941,189千円)

流域の開発、地盤沈下の立地条件の変化等により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある地域を対象に、ポンプ場の整備や排水路の拡幅等を実施します。

負担割合：国 50～55%、県 35～45%、地元 0～15%



ポンプ場の整備



排水路の拡幅・かさ上げ

イ ため池等整備事業 30,400千円 (R3 207,611千円)

老朽化し、決壊等による災害の発生のおそれのある農業用ため池を改修します。
負担割合：国 50～55%、県 29%、地元 16～21%

ウ 地すべり対策事業 151,462千円 (R3 116,200千円)

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため、排水路や暗渠等を整備します。

負担割合：国 50%、県 50%

(2) 単独事業 270,000千円 (R3 230,000千円)

地すべり対策事業 215,000千円 (R3 215,000千円)

国庫補助の対象とならない、総事業費 70,000千円未満の地区における地すべり対策工事を実施します。

担当課・問い合わせ先

農林水産部耕地課

043-223-2865

治山事業

予算額 1,899,449千円 (R3 1,910,119千円)

1 事業の目的・概要

山崩れや地すべりによる被害を未然に防止し、災害に強い森林をつくるため、災害予防工事や保安林の整備等を行います。

また、九十九里地域等の津波対策として、海岸保安林の植栽工事等を行います。

2 事業内容

(1) 山地治山事業 412,000 千円

崩壊のおそれの高い山地及び地すべり地、又は荒廃している森林、溪流等において、崩壊を未然に防ぐため、植栽工、土留工、森林整備等を施工します。



(2) 復旧治山事業 125,000 千円

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流等で、県民生活の安全を確保するため、放置しがたい箇所について復旧工事を行います。

(3) 保安林整備事業 610,400 千円 (うち津波対策分 405,500 千円)

海岸における津波被害の軽減及び飛砂・潮風害等を防止するため、保安林内において植栽工等により海岸防災林を造成する工事を行います。



(4) 単独事業 337,049 千円

国庫補助事業の採択要件から外れる箇所において、治山事業を実施します。

[主な内訳]

県単地すべり防止事業	175,000 千円
小規模治山緊急整備事業	33,000 千円
治山維持管理事業	25,600 千円
治山調査事業	27,000 千円 等

(5) 災害復旧事業 415,000 千円

災害により被災した治山施設等について、復旧工事を行います。

担当課・問い合わせ先
農林水産部森林課
043-223-2962

住宅・建築物の耐震化サポート事業【一部新規】

予算額 105,000 千円 (R3 67,800 千円)

1 事業の目的・概要

住宅等の耐震化を促進するため、市町村が住民や事業者に対し、住宅等の耐震診断や耐震改修等に補助を行う場合に、県が市町村に対し、助成をします。

2 主な事業内容

(1) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化事業 36,600 千円

災害発生時の避難、救護、支援物資の輸送活動等を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、令和4年度から、緊急輸送道路沿道建築物の補強設計や耐震改修など補助対象を拡充し、耐震化を促進します。

[補助対象] ①緊急輸送道路沿道建築物（1次路線に限る）の耐震診断

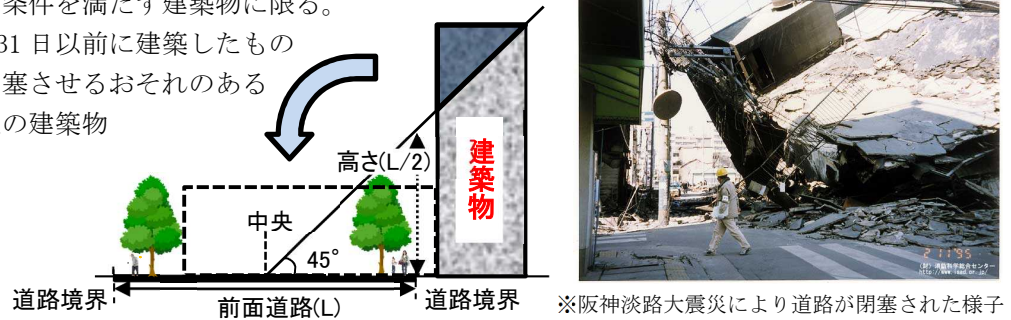
②耐震診断義務付け緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断

補強設計・工事監理【新規】

耐震改修・除却・建替え【新規】

※ただし、以下の条件を満たす建築物に限る。

- ・昭和56年5月31日以前に建築したもの
- ・道路の過半を閉塞させるおそれのある一定の高さ以上の建築物（右図参照）



[補助率] ①耐震診断：県 1/6（国 1/3、市 1/6）

②耐震診断：県 1/2（国 1/2）

補強設計・工事監理【新規】：県 1/6（国 1/2、市町村 1/6）

耐震改修・除却・建替え【新規】：県 1/6（国 2/5、市町村 1/6）

(2) 住宅等耐震化事業 68,400 千円

[補助対象] ①戸建て住宅及び防災上重要な要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断・補強設計・工事監理・耐震改修

②戸建て住宅の総合的支援メニュー

③民間ブロック塀等の診断・除却 等

[補助率] ①耐震診断・補強設計・工事監理：経費の 1/6

耐震改修：経費の 5.75%

②総合的支援メニュー：定額補助 最大 100 万円

③ブロック塀等の診断・除却：経費の 1/6

担当課・問い合わせ先

県土整備部都市整備局建築指導課

043-223-3184

合同庁舎再整備事業（山武・夷隅・安房・海匠）【一部新規】

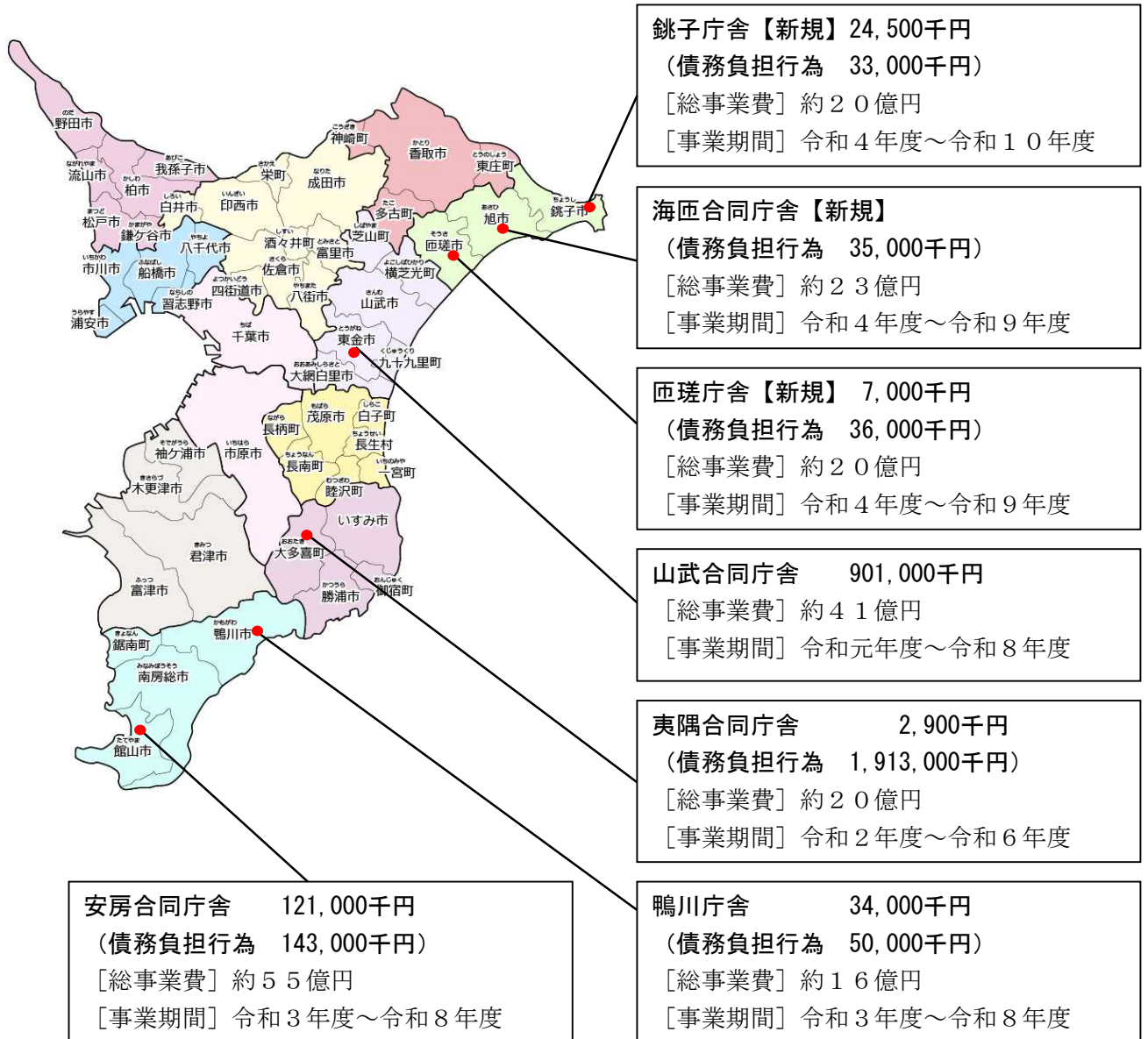
予算額 1,090,400千円 (R3 329,400千円)

(債務負担行為 2,210,000千円)

1 事業の目的・概要

地域の防災活動拠点としての機能強化を図るため、現在の出先機関の配置状況や地域特性を踏まえつつ、老朽化が著しい庁舎を集約化して再整備します。

2 事業内容



担当課・問い合わせ先
 総務部資産経営課
 043-223-2077

家畜保健衛生所機能向上事業

予算額 163,370千円 (R3 118,798千円)

(債務負担行為 4,049,000千円)

1 事業の目的・概要

平成 29 年度に策定した「県有建物長寿命化計画」に基づき、県内の畜産農家の大半が集中している県北東部の防疫体制の強化を図るため、東部家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所と中央家畜保健衛生所の病性鑑定施設（佐倉庁舎）を統合し、基幹家畜保健衛生所を新設します。

2 主な事業内容

(1) 委託料 5,368 千円

建設予定地に近接する家屋等に対し、工事に起因して家屋等に損害が生じたかどうか確認するための調査を委託します。

(2) 工事請負費 157,759 千円

建設予定地に残存する既存施設の解体工事を行います。

【移転・統合理由】

課題	対応方針
①畜産農家の地域偏在化と大規模化 ②急性悪性家畜伝染病の発生の恐れ ・ 現地対策本部としての機能充実 ・ 診断機能の迅速化 ・ 迅速な初動対応	⇒畜産密集地域に対する迅速な防疫体制確立のため、家畜保健衛生所を集約化し機能強化 ○家畜保健衛生所の敷地を拡大し、防疫資材の備蓄倉庫や関係車両の駐車場を確保 ○高度の病性鑑定機能を有する施設整備 ○家畜保健衛生所を統合整備し、職員も集約配置
③現在の家畜保健衛生所の環境変化 (宅地化進行、施設の老朽化)	⇒畜産農家密集地の周辺部への移転

【工事計画】

R 1	R 2	R 3	R 4～5	R 6
文化財の確認	基本設計 等	実施設計 等	既存施設解体工事 建設工事 家屋調査	供用開始

担当課・問い合わせ先
 農林水産部畜産課
 043-223-2929

「電話 d e 詐欺」被害防止広報・啓発事業【一部新規】

予算額 127,283千円 (R3 127,209千円)

1 事業目的・概要

本県の令和3年における「電話 d e 詐欺」の認知件数は11月末時点で989件、被害総額は約23億1千万円で、全国的に見ると依然として高水準で発生していることから、引続き県民の防犯意識を高めるための広報啓発を行うとともに、新たに、市町村が行う電話 d e 詐欺対策機器普及の取組に対して補助を行います。

2 事業内容

(1) 電話 d e 詐欺・悪質商法被害抑止コールセンター 93,093 千円

電話オペレーターが個別に防犯指導等を行います。

(2) 電話 d e 詐欺被害防止CM放送 9,000 千円

テレビCMやラジオCMを活用した広報啓発を行います。

(3) 市町村電話 d e 詐欺対策機器補助事業【新規】 5,000 千円

電話 d e 詐欺対策機器の普及を促進するため、市町村が行う機器の購入補助・貸与事業に対して助成します。

(4) ハガキによる家族からの呼掛け啓発 4,200 千円

学校を通じて県内小学生にハガキを配付し、祖父母などの家族に向けて「電話 d e 詐欺」被害防止のメッセージを送ることにより、注意喚起を行います。

(5) SNS (LINE等) を活用した広報啓発 4,740 千円

県公式のSNSを通じてLINEスタンプや啓発メッセージ等を配信し、子・孫世代から祖父母世代への「電話 d e 詐欺」の注意喚起に活用してもらうことで、詐欺被害防止に努めます。

(6) 啓発グッズの作成等 3,500 千円

「STOP! 電話 d e 詐欺」被害防止のフレーズや留守番電話設定等の対策を掲載した啓発グッズを作成し防犯イベント等で配布することで、広く周知啓発を図ります。

(7) 「電話 d e 詐欺」少年加担抑止事業 7,750 千円

少年らに影響力のある若手芸人によるショートコント動画を作成するほか、マンガを使用したリーフレットを配布・活用します。

担当課・問い合わせ先

- (1) 警察本部生活安全総務課 (043-201-0110 内線 3011)
- (2) ~ (6) 環境生活部くらし安全推進課 (043-223-2294)
- (7) 警察本部少年課 (043-201-0110 内線 3061)

運転免許手続の利便性向上【新規】

予算額 3,761千円
(債務負担行為 2,714,000千円)

1 事業目的・概要

令和5年12月からの国の新たな運転免許システムの運用開始に合わせ、免許手続の簡易化・自動化により免許センターの混雑緩和や更新時間の短縮を図るため、事前予約システムや申請自動受付機の整備を行います。

あわせて、木更津警察署において、オンライン講習（※）及び高齢者講習の修了者を対象に更新免許の即日交付を試行運用するため、機器の設置等を行います。

（※）オンライン講習（警察庁のモデル事業）

令和4年2月から、マイナンバーカードを保有する優良運転者は免許更新時の優良運転者講習をオンラインで受講可能になる。

2 事業内容

（1）事前予約システムの導入

免許センター混雑緩和を目的として、免許更新受付等の事前予約を行うWeb予約サービスを導入します。

（2）申請自動受付機の導入

運転免許証の挿入や簡易なタッチパネル操作などにより、受付申請書作成等が可能となる端末を免許センター及び各警察署に導入します。

（3）木更津警察署における更新免許即日交付

警察署における運転免許の更新の場合、講習日と更新場所が別に指定され、即日講習・即日交付とはなっていないため、オンライン講習及び高齢者講習の修了者を対象とした即日交付の試行運用を行います。



申請自動受付機



木更津警察署

担当課・問い合わせ先
警察本部運転免許課
043-201-0110（内線760-230）

飲酒運転根絶対策事業【一部新規】

予算額 26,000千円 (R3 17,362千円)

1 事業目的・概要

令和3年6月、飲酒運転のトラックにより児童5名が死傷する悲惨な事故が発生するなど、県下において飲酒運転による事故や摘発が相次いでいることから、飲酒運転の根絶に向け、その危険性を改めて周知するため、あらゆる機会を活用した広報啓発等を実施します。

飲酒有無別の死亡事故率を見ると、
飲酒運転の死亡事故率は、
飲酒事故以外の約**6.7倍**
と極めて高く、飲酒運転による交通事故は死亡事故につながる危険性が高いことが分かります。

※千葉県警察HP
「令和2年中における交通死亡事故等の発生状況について」より



2 事業内容

- (1) 酒類販売店や駐車場利用者等を対象とした啓発事業【新規】 5,000千円
コンビニエンスストア・スーパー等の酒類の販売コーナーやコインパーキングの精算機などに、飲酒運転防止に係るステッカー等を掲出します。
- (2) インターネットを活用した広報啓発活動 4,800千円
特定のキーワード（「居酒屋」等）を検索した際に表示される検索連動型広告を活用し、これから飲酒しようとする県民等を対象として、飲酒運転の防止を働きかけます。
- (3) 飲酒運転根絶に関するメッセージコンクールの開催【新規】 5,500千円
各飲酒運転根絶協議会と連携して、メッセージコンクールを開催するとともに、優秀作品をラジオCM等に採用し、飲酒運転根絶に向けたメッセージを広く発信します。
- (4) 飲酒運転根絶協議会の取組の強化 2,200千円
警察署・市町村・地域企業などで構成する飲酒運転根絶協議会の活動に対し、啓発物資の提供などの支援を行います。
- (5) 飲酒運転受刑者の手記を活用した啓発事業【新規】 8,500千円
飲酒運転受刑者の手記を題材とした動画や冊子を作成し、SNSでの広報啓発や、運転免許センター・警察署での講習等で活用します。

担当課・問い合わせ先
(1)～(4) 環境生活部くらし安全推進課 043-223-2263
(5) 警察本部交通総務課 043-201-0110 (内線5011)

自転車保険加入促進のための周知・啓発事業【新規】

予算額 5,491千円

1 事業目的・概要

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部改正に伴い、令和4年7月1日より自転車利用者の自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」）への加入が義務化されることから、周知啓発等を行い、保険加入率の向上を図ります。

2 事業内容

(1) 保険加入義務化に関する啓発チラシ等の作成、配布

チラシ等を作成し、県民や事業者向けに配布することにより、自転車保険への加入義務化に係る周知啓発を行います。

(2) 自転車小売店への直接訪問による周知徹底

自転車小売店に対し、

①自転車購入者に対する保険加入状況の確認、

②加入が確認できない場合には保険に関する情報の提供

に係る努力義務が新たに課せられることを受け、自転車保険の加入の必要性や具体的な情報提供のあり方等について、自転車小売店を個別訪問し直接指導を行います。

(3) 高齢者を対象とした出前講座の実施

高齢者を対象とした自転車の安全利用に向けた出前講座を開催し、自転車保険の加入やヘルメット着用などの促進を図ります。

担当課・問い合わせ先 環境生活部くらし安全推進課 043-223-2263



交通安全施設整備事業

予算額 10,122,680千円 (R3 9,235,708千円)

(債務負担行為 800,000千円)

(参考 2月補正 783,458千円 2月補正と当初あわせ 10,906,138千円)

1 事業目的・概要

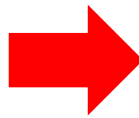
交通事故を防止するため、歩道等の整備、交差点改良、信号機・道路標識の設置、横断歩道の補修等を実施します。令和4年度も通学路の緊急点検の結果等を踏まえ、歩道整備や信号機の新設・改良等の予算を大幅に増額し、通学路の安全対策を行います。

2 事業内容

(1) 歩道整備、交差点改良等

6,603,240千円 (R3 5,992,240千円)

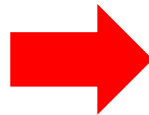
○歩道整備



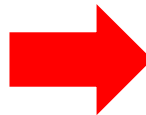
(2) 信号機新設・改良、標識・標示整備等

3,519,440千円 (R3 3,243,468千円)

○信号機新設



○標示整備



(参考 令和3年度2月補正予算案計上事業 (国補正予算に伴うもの))

交通安全施設整備事業 783,458千円

通学路の緊急点検の結果等を踏まえ、歩道整備や信号機の改良等の安全対策を行います。

担当課・問い合わせ先

(1) 県土整備部道路環境課

043-223-3140

(2) 警察本部交通規制課

043-201-0110 (内線5161)

犯罪被害者等支援事業【一部新規】

予算額 24,830千円 (R3 6,369千円)

1 事業目的・概要

犯罪被害者等に対する迅速な支援を行うため、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターに配置している犯罪被害者支援コーディネーターを増員するとともに、犯罪被害者等に対して新たに見舞金を支給します。

2 主な事業内容

(1) 犯罪被害者等に対する見舞金の支給【新規】 10,000千円

被害直後から生じる転居費用や弁護士費用などの様々な経済的負担を軽減し、日常生活等の早期回復を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金制度を創設します。

(2) 犯罪被害者支援コーディネーターの設置 10,655千円

市町村、民間支援団体、弁護士会等の関係機関との連携を図り、犯罪被害者等に対するワンストップ支援を行うため、(公社)千葉犯罪被害者支援センターにコーディネーターを配置します。

なお、関係機関との連携強化や、新たに見舞金の支給受付や弁護士会と連携した無料法律相談を実施するため、コーディネーターを増員します(1人→3人)。

(3) 犯罪被害者支援に関する広報・啓発 1,652千円

ポスターやリーフレットを作成し、犯罪被害者等のための相談窓口等を周知します。

また、犯罪被害者等に対する県民の理解促進のため、犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)に合わせ、フォーラム「千葉県民のつどい」及び事件や事故等で亡くなった方の等身大パネルなどを展示して命の大切さを訴える「生命(いのち)のメッセージ展」を開催します。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっちゃん」

担当課・問い合わせ先
環境生活部くらし安全推進課
043-223-2294

性犯罪・性暴力被害者支援事業

予算額 27,635千円 (R3 25,500千円)

1 事業目的・概要

性犯罪・性暴力被害者の方が安心して相談できるきめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携による総合的な支援体制を整備します。

2 主な事業内容

(1) ワンストップ支援センターによる支援 26,414 千円

被害者支援団体が行う、性犯罪・性暴力被害者に対するワンストップ支援に係る経費を助成します。

[ワンストップ支援センターが行う主な支援内容]

- ・電話、面接相談（電話、センター来訪による相談対応）
- ・付き添い支援（医療機関、警察、裁判所などに赴く際の付き添い対応）
- ・カウンセリング（精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを実施）
※令和4年度から、実施回数について3回から最大5回まで拡充
- ・法律相談（民事、刑事手続に係る相談対応）
- ・医療費助成（初診料、再診料、診断書料、緊急避妊措置費用などを助成）
※令和4年度から、診察・検査について初回のみから最大4回まで拡充

(2) 広報啓発物資の作成 891 千円

ワンストップ支援センターの具体的な支援内容について、広報・啓発を行うためのポスターやチラシ等を作成します。

(3) 性犯罪・性暴力被害者支援に関する出前講座 195 千円

性暴力や性被害の予防や対処のため、県内の高校生を対象とした出前講座を開催します。

担当課・問い合わせ先
環境生活部くらし安全推進課
043-223-2294